# イギリス産業革命と大衆レジャー

荒 井 政 治

序

- I 前工業社会の余暇とレクリエーション
- (1) 季節的・断続的な労働
- (2) 農村的レクリエーション
- (3) アルコールの普及
- Ⅱ 工業化,都市化,ピューリタニズムと余暇
  - (1) 労働と余暇の分離
  - (2) 休日, 娯楽とピューリタニズム
  - (3) 労働者の余暇選好と工場規律
- Ⅲ 伝統的レクリエーションの衰退
  - (1) 囲い込み (エンクロージャー) と大衆のスポーツ
  - (2) 禁酒運動
  - (3) 厳しいチャーティストの時代
- IV 余暇市場——產業革命期
  - (1) 余暇市場の狭さ
  - (2) 余暇時代の曙光

#### 序

18世紀末期から始まった工業化,都市化はイギリス社会に一つの生活革命をもたらした。産業革命以前の、労働と余暇が渾然一体をなしていた生活様式は、家内工業が工場制工業に、農村的生活が都市的生活に移るにつれて崩壊し、生活空間は職場と家庭とに分離され、生活時間も労働時間と自由時間、雇用主の時間と労働者の時間とに峻別されるようになる。他方、工場における集団的、他律的労働、大規模の囲い込みによる共同地の消滅によって、労働者はしだいにレクリエーションのための時間のゆとりと場所を奪われ、伝統的な共同体的娯楽の基礎を崩されていった。工業化、都市化がレジャーに与えるこのよ

うなインパクトは、今日のすべての先進国が工業化の初期段階で経験してきたことであるが、イギリスの場合は、さらにもう一つの要因が大衆のレジャーに強烈な影響を与えた。 それは、当時、中流階級の間に浸透していたピューリタニズムである。勤労を美徳とし、レジャーを時間の浪費、不道徳とするピューリタン的倫理観は、より高い産業能率を追求する産業資本家の利害と合致していた。その結果、産業革命の盛期に、余暇(休日)は大幅に減少し、伝統的娯楽は厳しい法的・道徳的制約をうけることになる。

この時代のピューリタン的レジャー観は、その後しだいに時勢にそぐわなくなり、衰退していくが、脱工業社会といわれる今日においても、イギリス人の週末、とりわけ日曜日のパターンに暗い影を落としている。1973年、上院のスポーツ・レジャー委員会は、報告書の中で次のように述べている<sup>1)</sup>。

「多くの人々が、レジャーは贅沢なもの、という昔の感覚に取りつかれている。そして、レジャーは生計の資を稼ぎ、国民経済に貢献するという正道から外れた道徳的堕落のようにみられている。甚だしい場合、それは怠惰と呼ばれる。しかし、本委員会は、今日、このようなピューリタン的レジャー観は放棄さるべき時にきていると信じている。レジャーは労働と同じく生活の一部であり、人間の発達と生活の質的向上に、等しく重要な役割を演じている。」

したがって、イギリスの労働者階級の多くが工業化の達成から、名実ともに余暇の名に値する恩恵をうけるようになるのは、1880年代、つまり、19世紀末「大不況期」(1873—96) に入ってからであった。

以上のようなパースペクティブの下に、本稿では、「最初の工業国」が築かれていく中で、イギリスの労働者階級が、伝統的な余暇とレクリエーションを喪失していく不運の過程を概観してみたい。

# I 前工業社会の余暇とレクリエーション

# (1) 季節的・断続的な労働

産業革命以前の社会では、経済活動一般が自然的要因によって大きな影響をうけた。したがって労働は現代よりずっと断続的、間欠的で、1週間はおろか1日の労働でさえレギュラーに運ばないことが多く、社会生活のリズムも季節とともに推移した。蒸気力が導入

される以前には、経済活動は風や水に支配され易い。それが過剰になっても過少になって も、ビジネスは被害をうけた。豪雨になれば水車は破損し、洪水になれば家畜が流され る。逆に水量が減れば舟運は止まり、水車は廻らなくなる。夏の渇水期に炉の機能が落 ち、製品の質の低下を恐れた製鉄業者は熔鉱炉を止めざるをえなかったであろう。経済活 動が自然に依存する限り、暴風雨、洪水、旱魃は産業にダメージを与え、雇用の停止を招 いた。

一年の農作業のリズムは季節とともに変化した。5月から9月の間が最も多忙で、農場主は秋に一年の投資の成果を手に入れる。冬から早春にかけて、耕作、打穀、施肥、生垣の手入れ、溝掘りと仕事はあっても、夏の激しい労働に比べると閑散であった。打穀は屋内の仕事であるが、ほとんどの農作業は野外でなされるから、豪雨、雪、霜のために仕事ができない日も多かった。季節によって仕事の繁閑の差が大きいことでは牧畜業も同様で、秋は羊毛の刈取りや家畜の屠殺に追われた。同じことは漁業や海運についてもいえる。戦争ですら、当時は秋になると陸海軍とも隊が解除されたという。一部の工業もまた気候に左右され易かった。強い日光を要する晒し業、霜の降りない日を選ぶ捺染業は、夏向きの仕事であった。建築業も秋・冬は途切れがちで、9月末のミカエル祭を過ぎると工賃も下がった。石切り、煉瓦作り、炭鉱業、石炭の搬出、道路改修、造船業もお天気次第の職業であった。こう考えてみると、冬季に仕事の途切れる地域や職業は意外に多かったことが分かるであろう。

労働が季節的・断続的であったとすれば、産業革命以前のイギリスの労働者は、おそらくレクリエーションの時間に恵まれていたであろう。しかし働かない時間がすべてレクリエーションに使えたわけではない。今日、郊外の住人が庭の芝を刈ったり、親戚を訪ねたりするのと同様に、工業化以前の人々も、たとえば教会へ行くといった社会的義務は果たさねばならなかったはずである。また(それぞれの地方の貨幣経済の進度にもよるが)庶民の自由時間のかなりの部分は、衣服を縫ったり、家屋を補修したり、菜園で食糧を生産するのに充てられたにちがいない。

#### (2) 農村的レクリエーション

工業化以前には、レクリエーションも労働と同じように、農村的環境、自然的要素の影響をうけることが多かった。教会暦の祝祭日や縁日は、春の種蒔と夏の草刈や収穫との間の閑な時期、収穫を終えたあとの休息の時期のように、大てい農事暦の閑散期に訪れるように仕組まれていた。そのうえ取入れのあとは刈取人夫や、ミカエル祭に年季明けになっ

た農場奉公人たちは、ポケットの方も祭日を楽しむゆとりをもっていた。農村のレクリエーションは競馬、闘鶏、牛ぜめ、熊いじめなど動物を使うことが多かったが、これも農村 社会であったことに由来する。

たとえば競馬を考えてみよう。当時の馬は交通手段であるとともに、所有者のスティタス・シンボルであり、富の大きさを現わしていた。レースはそのような乗馬を持つ者の競争意識の中から自然に生まれ出たものであるが、時には売却に先立って馬を公開するという経済的機能をもっていた。イギリスでは17世紀から公開のレースが始まっており、ケムブリッジ東方のニューマーケットが競馬の町として有名になった。王室の競馬好きもあって、18世紀にはセントレジャー(1776)、オークス(1779)、ダービー(1780)そしてアスコット・ゴールドカップ(1807)と、かずかずの有名レースが生まれた。1750年にはニューマーケットに全英のレースを統轄する競馬クラブ(Jokey Club)が創設され、19世紀に入るとロンドンにおかれた血統登録台帳(General Stud Book、1808)に全競走馬の血統が登録されるようになる。しかし、ここで注目したいのはサラブレッドの競走馬が登場する有名大レースではない。18世紀、19世紀初頭、農閑期の庶民に親しまれた馬は、雑種の馬であり、猟馬であり、時にはポニーであった。というのも鉄道時代以前、馬を長距離輸送することは、事実上、困難であったからである。

競馬は村の地域社会の主要なイベントであり、年中行事の一つであって、1840年以前のレースは、収益を目的とした興行ではなかった<sup>2)</sup>。 正面の特別席に坐るのでない限り、すべて入場無料であった。競馬は今日と同じように観るスポーツであり、ギャンブルであった。ニューマーケットのレースはもっぱら有閑階級、上流階級がギャンブルを楽しむものであったから、年に何度でも開かれた。しかし農村のレースは年に1度か2度で、それも地域の祝祭日に限られていた。それは旅芸人のショー、ギャンブル、ビール・テント、闘鶏、ボクシングやレスリングの試合、野外ダンスと同じ種類のもので、娯楽に飢えた地方の住民にとっては祝祭日の楽しい遊びであった。このようなささやかな地方の競馬といえども、優勝馬に対する賞金やトロフィー代、特別席の設置に約50ポンドは要した。それらの経費は主催した世話人がホテル経営者、居酒屋、飲食店主、ビール醸造業者、その他、競馬で潤う人々から拠出してもらう金、後援者である地方のジェントリー、町や州の名士の寄付金、それに特別席使用料収入でまかなわれたという。

18世紀の祭礼の日の遊び<sup>3)</sup> には、さまざまの動物をいじめる「ブラッド・スポーツ」がつきものであった。数匹の猛犬に雄牛を攻めさせる牛いじめ (bull-bating)、繋いだ熊に数 匹の大型の番犬をけしかける熊いじめ (bear-bating)、それに闘鶏 (cock-fighting) な

どで、後の2つは最もポピュラーなスポーツであった。熊いじめは中世から19世紀の初め までみられた遊びで、16世紀に流行したこともある。熊はリング中央の杭に長いチェーン で繋がれており,それに5,6匹のマスティフ(番犬)が襲いかかっていく。倒されると 次々に新しい犬が襲いかかり、熊が圧倒されるか、勝利をえるか、決着がつくまで続けら れた。このあと鞭をもった数人の男が熊の周りを囲んで鞭を打ち、襲われると体をかわし て見物をはらはらさせる。英語で大騒ぎのさまを 'like a bear-garden' と言うのはこの 興奮した熊闘技場の混乱と喧騒に由来している。闘鶏は昔、ローマ人がイギリスに伝えた といわれ、四旬節に入る前の懺悔火曜日に行われる慣わしになっていた。直径4-5メー トルほどの小さな円形の闘鶏場 (cock-pit) に特別に飼育された雄鶏がスチールの蹴爪を つけて登場する。時には貴族やジェントリーが後援して、大邸宅の庭で開催されることも あったようで、闘鶏好きであったヘンリー八世は王宮の中に闘鶏場を設けていたという。 こうした血腥いスポーツの観戦はまたアルコールやギャンブルとも結びついていたのであ る。動物を使う点では、貴族やジェントリーのレクリエーションもそうで、狐、キジ、野 兎などを狩る狩猟、鷹狩り、鳥打ち、魚釣など、いずれも自然の生きものを対象にした遊 びであった。動物の中には競走馬,猟犬,闘鶏のように,レクリエーション用に品種改良 され、しだいに農場から姿を消したものもある。

農村的レクリエーションのもう一つのタイプは、恵まれた野原を利用したスポーツである。1750年、イギリスの人口密度は1平方キロにわずか43人で、未だエンクローズされていない共有地、人会地が到る処に残っていた。競馬やさまざまのブラッド・スポーツも広場を要したが、原っぱを存分に利用したスポーツといえば、クリケット、とりわけフットボールであろう $^0$ 。今日のような洗練されたルールのなかった当時では、村や教区対抗のフットボール試合になると、何マイルもの原っぱを大勢のプレイヤーや観客が自由に駆けぬけていったという。フットボールの試合には闘鶏と同じように、四旬節の前の懺悔火曜日に行われることが多かったが、その日には貴族、ジェントリーも祭礼の儀式に参加したり、試合を観戦した。次の叙述は、ダービーシャーのフットボールの試合の模様であるが、1820年代になっても、試合が村を挙げての年中行事であったことをうかがわせる $^0$ 。

「各チーム [のプレーヤー] は身分の高い後援者から激励をうける。後援者はその日の試合の成り行きに驚くほど深い関心を寄せていた。大声でプレーヤーに声援を送ったり、疲れきったプレーヤーにオレンジその他の食べ物を渡している。|

#### (3) アルコールの普及

工業化以前のレクリエーションのいま一つの特徴は、多くの場合、アルコールを伴ったことである。イングランドでは飲酒は古くからの社会的、文化的な伝統になっていた。格式ばったディナーではアルコール飲料で乾杯するのが習わしで、他の飲み物を用いることはない。ふつうのディナーでも、どのテーブルにもアルコール飲料が出された。上流階級の場合はワインが、下層階級の場合はビールかサイダーが多い。友人知己を持て成すには、どの階級の者でも何らかのアルコール飲料を注いだ。上流階級がクラブでアルコールを飲んだように、労働者階級もパブリック・ハウスに集まって、共に飲み、共にレクリエーションを楽しんだ。商取引が成立すると固めの杯を交わすことも、社会の習慣であった。市日、フェア(定期市)、祝祭日もアルコールで盛り上がった。実際、労働者階級は中流・上流階級よりよく飲んだし、ことに18世紀はジンの全盛期でもあった。18世紀のイギリスでは酩酊してもさほど非難されることはなかった。「酔いつぶれる」ことを 'as drunk as a lord' というように、酒好きに上流階級・下層階級の別はなかったようである。。

工業化以前の庶民のレクリエーションにアルコールが付き易い一つの理由は、当時、遊び場を提供したのが「タバーン」「エールハウス」「イン」など、一般に「パブリック・ハウス」(パブ)と呼ばれた居酒屋(パブリカン)が経営していたからである。 当時のパブは地域住民のためにさまざまの役割を演じる社交の場であり、レジャー・センターであった。また、そこは地方政治の場であり、商談の場、賃銀支払いの場、職業紹介の場でもあった。パブの経営者は客にアルコールとともに、遊びを売る数少ないレジャー企業家でもあった。彼は旅芸人を呼び込んで、客に歌や芝居やダンスを楽しませた。フットボール、クリケット、ボクシング、レスリング、徒競走、棒術、(教会の鐘の)鳴鐘術、競馬といった人間のスポーツだけでなく、牛競走、牛いじめ、闘鶏、闘犬、熊ぜめ、カワウソぜめなど、動物を使う残酷なスポーツの組織者であり、室内ゲームや(9本のピンを倒す)九柱戯、その他さまざまのギャンブルの胴元(ブックメーカー)でもあった<sup>7</sup>。

# Ⅱ 工業化、都市化、ピューリタニズムと余暇

## (1) 労働と余暇の分離

産業革命以前のイギリスでは、労働と余暇は別々のものではなく、渾然一体のものであ

った。意識的にも現実的にも、余暇は生活の一部であって別個のものではなかった。農村生活のリズムは主として農事暦によって決まった。仕事量は天候や季節に左右されたので、労働の強度も週毎に異なっていた。激しい労働が続いたあとには祝祭日の休みが待っているというように、農事暦と教会暦は、労働と余暇、仕事と遊びを交互に組み合わせていた。こうした年間の生活のリズムはまた、大部分の都市の生活にも妥当した。1761年には、イングランド銀行ですら日曜日のほかに年間47日も休業日があった。

農村社会は小集団で、レクリエーションも農作業と同様に地域共同体的であった。単調で不足がちな食べ物でも互いに分かちあい、祭礼や祝宴には楽器に合わせて皆んなで歌い踊って、しばし苛酷な現実を忘れた。さまざまのゲーム、遊戯、娯楽も原則として個人単位ではなく、コミュニティ全体が参加することになっていた。また6歳~60歳の健康な男子は日曜日や休日に射的場で弓を引くといった軍事的スポーツが法的に強制されることもあった。スポーツの中でも民衆に最も人気があったのはフットボールであるが、初期の地区対抗試合では、村や教区単位でチームが編成され、プレーヤーも見物人も一体となって、ひたすらゴールに向かってボールを追い続けた。勿論、体力の乏しい者には読書、野原の散歩、花摘みなど、個人的な余暇の楽しみ方もあったが、どちらかといえば、ジェントリーや農場主の後援の下に、村全体で伝統的、共同体的レクリエーションを楽しむことが多かったのである80。

しかし18世紀末期から始まる工業化と、それに付随した都市化の波は、しだいに労働と 余暇、労働時間と自由時間、を分離させていった。農事暦にしたがった農業労働も、農作 業の余暇を利用した織物、編物、レース、その他の副業も、すべて家族一緒で営まれてき たが、産業革命による工場制の成立、農業革命による共同地の囲い込み、それらの結果と しての農村から都市への人口移動は、徐々に人々の生活のスタイルと意識を変えていっ た。

資本主義的な工場制工業の導入に伴って、家族単位の労働、労働と余暇とが渾然一体となった生活スタイルは崩れ去った。生活空間は職場と私生活空間とに分離され、生活時間も労働時間と自由時間、雇用主の時間と労働者の時間、とが峻別されるようになった<sup>90</sup>。多くの人々が、漠然とした暇な時間 (spare time) ではなく、労働時間に対立した意味での自由時間 (free time) を初めて意識するようになる。農業社会の1日は陽光とともに過ぎたが、工業社会の1日は始業時刻、終業時刻が固定化され、雇用主により時計によって支配されるようになる。また農事暦にしたがって季節とともに変化した1年は、新しい単調なカレンダーの下の1年に代った。農村社会を特徴づけた共同体的娯楽、地域社会の

全員が自発的に参加したレクリエーションは,都市化とともに衰退し,家庭や家族を中心とするレクリエーションに,商業化,企業化された多様な娯楽に移っていく。

もっとも、こうした変化の過程は各地で徐々に進行したものであり、地域差が大きかった。たとえば、イギリスでも南部、農業地帯のサセックス州では「1801年には人口の90%がまだ農村に住んでおり、仕事と遊び、レクリエーションと飲酒が、昔ながらに渾然一体となっているのが普通の姿であり、後世のような労働時間と余暇時間の際立った対比は未だ知られていなかった」100という。

### (2) 休日、娯楽とピューリタニズム

工業化、 都市化が余暇に、 レクリエーションに与えるインパクトは すべての 工業国に 共通の現象である。型にはまった都市の日常生活,規則的な工業労働のリズムが広まって いけば、生活慣習の切り換えを迫られるのは当然のことであり、農事暦と教会暦に支配さ れた伝統的な余暇も、レクリエーションも、変化せざるをえない。ところがイギリスの場 合は、それとパラレルに進行したピューリタニズムという、もう一つ要因がそれに強い影 響を与えたのである。ピューリタニズムのイデオロギーは新しいものではなかったが,17 世紀半ば以降、それは公的な政策や私的な日常生活にも浸透していった。ピューリタニズ ムは、労働に対する新しい態度を必要としていた産業資本家の利害と見事に一致して、両 者は強く結合することになる。すでに1620年、トーマス・マンは国際貿易においてイギリ スの競争力が低下した原因を「イギリス人の喫煙、飲酒、宴会、内紛および無為と快楽に よる時間の浪費 [11] に求めていた。レジャーと怠惰、快楽と時間の浪費 を同一視するピュ リタン的見解は成熟社会に至っても執拗に生き延び、未だにその名残りを留めている。 産業革命期に,新しいタイプの労働者を求める企業家と,安息日の遵守,風紀の取締り, 演劇・賭けごとなど娯楽の規制を求めるピューリタニズムが結合した結果,伝統的な余暇 とレクリエーションはどのように変わったか。ここには(1)年間の休日数の減少と、(2)日曜 日の娯楽規制の2点をとりあげる。

#### (A) 休日の減少

昔からどの地方にも守護聖人の祝祭日(holy days)があったし、前工業社会では労働が季節的・断続的であったために、休養の日が多かった。それに激しい作業が続いたあとには必ず心身をリラックスさせる伝統的な慰安の行事が組み込まれていた。また家内工業の盛んな地方では月曜と火曜のいずれか、または両日とも、「遊び」が慣例になっていることも少なくなかった。したがって産業革命以前には、ほとんどの職業において(暦の上

の休日に事実上の休日を含めた)広い意味の休日が驚くほど多かったのである。しかし工 場制が広まりつつあった19世紀初期になると,繊維工場のようなレギュラーな作業が確立 していた職場では、日曜日以外の年間の休日はわずか5日ないし12日に減少していた。た とえば議会の調査に対する工場主の証言によると、1815年にマンチェスターの綿工場主は 9-10日の休暇を与えていた。標準労働時間は週76時間であったが,年間34週は(欠勤日 の埋め合わせのために) 超過勤務していた。それは「主として労働者の勝手に よる もの で,彼らはよく臨時に休暇をとった。ことに聖霊降臨節には5日の休暇をとった。大多数 はその機会と季節を利用して、郷里の友人や親戚を訪問していた。ことにその時期には全 員が祭礼や競馬を楽しんだ。」休日数はプレストンではやや少なかったが、 他の綿業都市 でもほとんどマンチェスター並みであった。他方,イングランド南部,ケント州の工場主 は「イースターと聖霊降臨節にはクリスマス、特に断食日またはその種の日」と同じよう に「一時に2,3日の休暇を与える必要」を認めていた12)。労働者が欠勤日の労働を他の 日に超過勤務して「埋め合わせた」かどうかは、地方によって異なっていたが、有給休暇 の制度がなかった時代には、休暇をとることは所得を失うことを意味していたのである。 公認の休日はこのように激減したが、この状態は仕事がレギュラーな業界では普通のこと となり、それが以後1世紀以上続くことになる。

#### (B) 日曜日の娯楽規制

ピューリタンにとって、日曜日は安息日であり、神の意思に反する日曜日の仕事と娯楽は厳に禁止さるべきであった。1644年の長期議会は日曜日の営業、スポーツ、ゲームを禁止した。1660年の王政復古以後、サバタリアニズム(安息日遵守)と公権力との同盟関係は断たれたが、日曜日の労働と娯楽に対する厳しい考え方はほとんど緩和されず、1677年の日曜聖日遵守法(Sunday Observance Act)でも、営業、旅行、賭けごと、楽器演奏ダンスは神を冒瀆する行為として禁止されていた。したがって18世紀のイギリス庶民の日曜日は退屈で陰気で、陽気な大陸の日曜日と対照的であったといわれている。

しかし、禁欲的なピューリタンの生活理念も、娯楽に対する厳しい規制も、経済発展とともに増加しつつあった富裕階級には、何ら制約を感じさせなかった。社交の季節のロンドン、鉱泉の湧くバース、タンブリッジウェルズ、スカーバラ、ハロギットのリゾートでは、暇と金に恵まれた富裕階級が、贅沢な遊びに快楽の日々を送っていた。これに反して労働者の家庭では公休日が減少した上に、一週のうち労働から解放される唯一の日に、アルコールやギャンブルの楽しみを奪われることは、耐え難い抑圧であった。安息日が守られていないという不満の声が、熱狂的サバタリアンの間で絶えなかったのも当然のことで

あった。中流階級のサバタリアンはサー・アンドリュー・アグニュー(1793—1849)その他の有力者の後援をえて,1831年,主日遵守協会(Lord's Day Observance Society)を結成し,日曜聖日の伝統を擁護しようとした $^{13}$ )。

### (3) 労働者の余暇選好と工場規律

産業革命以前の時代には、労働者は、今日の標準からすれば、かなり余暇選好の傾向が強かったようである。たとえば仕事中に酒を飲むことは、ギルド的伝統の強い熟練職人の職場ではごく当り前のことであった。仕事の不規則性、仕事と余暇の境界のあいまいさは農場だけでなく、農村に普及していた問屋制家内工業においても同様である。また日曜日に深酒して月曜日に仕事を休むことを「聖月曜日」(Saint Monday)というが、手工業、家内工業の時代、自分の仕事を自分でコントロールしていた職場では、何処でも共通にみられる慣習になっていたという。労働者の多くは、家族を養うに足る収入を得るために長く熱心に働くが、それ以上の金を得るために、あえて超過労働をするほどの勤労意欲はない。それどころかポケットに金が残っている限り働こうとしなかった。金銭的刺激に対する労働者の反応は鈍く、金銭よりも余暇を選ぶ者が多かったようである。

1681年ある論者は職人の「聖月曜日」の慣習について、次のような憤懣をもらしている $^{14}$ 。

「編物工, 絹靴下工は彼らの製品が高値のときは, 月曜, 火曜はめったに就業しようとせず, 大部分の時間を居酒屋か九柱戯[ボーリングに似たゲーム] の遊びに費やしている。織布工は通常, 月曜日は酔っぱらっており, 火曜日は頭痛, そして水曜日には道具が故障している。靴職人の場合, 月曜日は守護聖人のクリスピンを偲ぶどころか, 無視してしまい, 通例, 1 文の金, 1 文相当の貸しが残っている限り仕事を始めない。

月曜、火曜はゆったりして、木曜、金曜には猛烈に働き、早朝から夜遅くまで、ローソクの灯の下で働き続けるといった週労働のリズムは、職人の世界では意外に多かったというより、むしろ普通であったかもしれない。E.P. トムソンによれば、「聖月曜日の慣習を大切にしない職業は稀で、靴職人、仕立職人、炭鉱夫、印刷工、陶工、織布工、編物職人、刃物工、ロンドンのすべての下町職人の間では、皆月曜日を休んだ。ナポレオン戦争中、ロンドンの多くの業界が完全雇用のときでさえ、『われわれの見るところ、この大都市では聖月曜日が厳重に守られており、……つづく聖火曜日も一般に休んでいる』という

不満が聞かれた。」実際のところ「聖月曜日は小規模の家内工業, 戸外の仕事が存続している業界では, どこでも普遍的にみられた現象 | であったという<sup>15)</sup>。

しかし週末の深酒によって聖月曜日(ときにはさらに聖火曜日)をきめこむという家内工業時代の不規則な就業状況が,厳格な集団的規律が要請される工場制度のもとで通用しないことは言うまでもない。だが1800年になっても,紡績工は月曜日と火曜日は工場に現われず,「工場に戻ってくれば、居酒屋の勘定を清算したり,遊興に費やすためのより多くの金を稼ぎ出すために、時には日夜をとわず死にもの狂いで働いた」といわれるように、気紛れな労働慣行は容易に改まらなかったようである<sup>16)</sup>。労働者をいかにして新しい工場規律になじませるか――アークライト,ウェジウッド,ロバート・オウエン,マッシュー・ボールトンその他,初代の工場経営者のすべてが,この問題に頭を悩ませた。欠勤常習者,始業時刻を守らない者には,たとえば体罰,罰金,賃銀カット,解雇といった消極的手段、親身な処遇,昇進ないし高賃銀、賞金やプレミアムといった積極的手段など,あの手この手の飴と鞭を駆使して改善につとめている<sup>17)</sup>。工場経営者は労働者に月曜日の勤務を求める代りに、土曜半休制を提案した。労働者(組合)はこの提案を直ちに受け容れたわけではなかったが,蒸気力・機械力の浸透がしだいに月曜日の遅刻,欠勤を減少させていった。バーミンガムでは、聖月曜の慣行は1830年代以降,蒸気力の導入が広範囲に行きわたるまで続けられていた<sup>18)</sup>。

## Ⅲ 伝統的レクリエーションの衰退

## (1) 囲い込み (エンクロージャー) と大衆のスポーツ

アウトドア・レクリエーションを楽しむには、運動場としてのオープンスペースが要る。しかし19世紀に入り工業化、都市化が進むにつれて、土地の囲い込み(エンクロージャー)が急速に進行し、都市と農村とお問わず、かつては地域の住民が自由に通行できた小路は塞がれ、出入りできた空間には生垣や柵がめぐらされた。囲い込みによる共同地や荒蕪地の私有地化は、大衆にとっては、昔からの遊び場が奪われ、レクリエーションの機会が減ることを意味している<sup>19)</sup>。都市問題の調査結果をまとめた1830年代、40年代の議会文書<sup>20)</sup>や地方の記録は、このことを明白に示している。

まず農村における囲い込みの影響について。「開放耕地や共同地の囲い込みによって、 貧民たちには夏の夕べ一日の仕事を終えたあととか、休日に、楽しく遊べる場所がない」 という不満、それに対する抗議の声は、どの地方でも聞かれた。ノッティンガム郊外のあ る村では、「レクリエーションのための広場が全くない。このことがずっと人々の憤懣の種になっている。そのため学童たちは道路へ追いやられてしまって、怪我をしたり、一般住民に迷惑をかけている。広場がないことはまた、教区の若者と土地の所有者や占有者との間の喧嘩口論の種で、若者はクリケットその他の競技をして、しょっちゅう周囲に迷惑をかけている。ところが今日、教区が所有する共同地は全くない。以前にはこの種の広大な土地があった。ところが1793年に、これらの共同権は取り上げられ、土地は囲い込まれて、利用できる土地はただの1ェーカーも残されていない。」<sup>21)</sup>また多くの地方でフットボールが廃れた。

フットボールは、中世から18世紀まで庶民の間で広く行われてきた、かなり荒っぽいスポーツであったが、イングランドでは18世紀末期から19世紀前期にかけて衰退した。1801年に、『イングランド民衆のスポーツと娯楽』の著者、ジョジフ・ストラットも「それはかつてはイングランドの一般大衆の間で大いに流行していた。もっとも、近年は評判が落ちたようで、ほとんど行われていない」といっている<sup>22)</sup>。工場で長時間働くようになった一部の労働者にとっては、スポーツに費やす時間のゆとりもエネルギーもなかったであろう。もっとも工場労働者の数は全国的にみれば未だ限られていた。しかしフットボールが都市と農村を問わず衰徴したとすれば、その重要な一因はおそらく囲い込みによる運動場の喪失によるもので、それを示す事例は到る処でみられる。たとえばホーンジーでは、1809年に囲い込みが行われて以後、「それまで盛んに行われていたフットボールは全く廃れてしまった」といわれ、『農村生活』(1840年)の著者ウィリアム・ハウイットも、フットボールは「広いスペースを必要とするが、荒蕪地や共同地の囲い込みによって、ほとんど行われなくなったようだ」と述べている<sup>23)</sup>。

フットボールの衰退期はいわゆる「議会囲い込み」(1760—1815)の時期と重なっている。当時の議会囲い込みが、食糧増産(人口増加、1793—1815年のナポレオン戦争による)を急務とした政府と、地代収入の増大を目指した地主階級にとって、必須の条件であったことも、それによって小農の没落その他幾多の悲劇がもたらされたことも周知のことであるが、それがレクリエーションの機会を奪った点については、あまり指摘されることがなかった。1760年から1815年までに2,000件近い囲い込み法案が議会を通過し、それによって芝生におおわれた共有地(village green)は激減した。あるジャーナリストは次のように回顧している<sup>24)</sup>。

「村民の共有権は無視され、芝生の広場に対する村民の権利は奪われた。そこは彼ら

の祖先の楽しい遊び場であった。また村の少年少女も父祖伝来の芝生地を奪われた。そ こは子供らの両親や祖父母がかつて陽気に騒ぎ回った処であった。」

フットボールその他すべてのレクリエーションの源泉を奪われた村民たちが、囲い込み地主に激しい抗議を試みた珍しい事例がある。ウェストハドン(ノーザンプトンシャー)では、反対者達は1765年7月29日、「ノーザンプトン・マーキュリー」紙に8月1日に「フットボール競技」を行う広告を出した。試合は実は囲い込み地主への抗議行動であった。8月5日の同紙によれば、プレーヤー達は農場の周りのすべての柵を抜きとって燃やし、地主に1,500ポンドの損害を与えた。当局の派遣した龍騎兵が現場に到着した時には、犯人はすでに逃亡した後であった。翌日の「マーキュリー」紙には、犯人を密告した者には報奨金を出す旨の告示が載った。9月に入ると、折り込みビラを入れた2人の首謀者(梳毛工と織布工)が指名手配され、捕縛者に20ポンドの賞金が約束されたが、2人とも当局の追求の手を逃れたという。また1768年にもホランドフェン(リンカンシャー)で同様のデモンストレーションがあり、フットボールに参加した200人を超える群衆のうち、数名のプレーヤーが逮捕され投獄されるという騒ぎがあった250。

このような大衆の不満に対して、時には代替地を用意した地主もいた。ある良心的地主 (バークシャー) は、「私は子供の遊び場であり、誰でも遊べる場所としてオールドワースに 4 エーカー (約4,900坪) の土地を用意した。彼らは現在そこでクリケットの試合や輸投げをしたり,酒宴を催したりしている」と述べている。立法当局も、従来の囲い込み法が大衆のレクリエーションを奪ったことを認め、1845年の囲い込み法(8 & 9 Vic. C. 118)では、共同地や荒蕪地の囲い込みにあたっては、地域住民のレクリエーションのためにグリーンを残すことを規定し、運動場を設けるよう勧告している<sup>26)</sup>。

また村民が自由に出入りして、野兎やキジを追ったり茸やキイチゴ、木の実をとって遊んだ場所も囲い込まれ、地主自身の独占的な遊猟場となった。イギリスの地主階級にとって、狩猟、射撃、魚釣は主要なレクリエーションで、狩猟狂も多かったという。したがって農村に本拠をもつジェントリーにとっては、所有地に狩の獲物になる鳥獣(ゲーム)を蓄えておくことは、犬舎、馬小屋、囮、川漁のための魚と同様、重要な関心事であった。しかし19世紀初めに著名な銃器メーカー、ジョジフ・マントンが、手軽で精巧な火灯ち石銃(燧石銃)を考案してから、地主階級は獲物の増殖をはかり、密猟を監視するために、大勢の村人を雇用せねばならなかった。ある地主はキジを殖やすために1790年に264ポンド、1810年には400ポンド、そして1856年には2,555ポンドも支出していたという。も

っとも密猟監視のために雇った番人が実は密猟の張本人であったという例も少なくなかったようである<sup>27)</sup>。ある古老は囲い込み以前の時代を次のように回想している<sup>28)</sup>。

「私が若い頃には、この辺は猟の獲物(ゲーム)が禁猟になっているという話を聞いたことがなかったし、獲物はふんだんにいました。したがって、そのシーズンにはどの階層の者も野外で一日のスポーツを楽しんでいる姿をよく見かけました。獲物を仕止めることもありましたが、それは稀なことでした。当時はそれが一つの娯楽であり、祝日の遊びで、行きたい処へ自由に行くことは当然の権利でした。誰でもイギリス人の伝統的な自由の権利を亨受できたのです。人びとは遊びに疲れ楽しそうに家路についたものでした。獲物のあるなしなど気に止めません。ところが獲物が禁猟になって以来、人びとは昔のように公然と獲物を仕止めなくなりましたが、どうもあの手この手で仕止めているようです。この頃この付近では獲物はあまりおりません。

当時、イギリスの下院を支配していた地主階級は狩猟法の改正を繰り返した。18世紀の 初め60年間には、わずか6つの法律が小さな密猟を取締る程度であったのが、続く56年間 には33もの密猟取締法が制定されている。しかし1831年、選挙法が改正された同じ議会で 狩猟法も改正され、1671年以来のジェントルマンの特権的スポーツも、遂に終止符が打た れたのである。

都市,ことに土地・建物に対する投機が進行した大都市,工業都市では,共同地,空地の消滅はレクリエーションの機会をいっそう乏しくした。ジョジフ・ストラットは,「かつて首都近辺で流行していた男らしく勇ましい運動会が全般に衰退したのは,大衆がそれを好まなくなったのではなく,運動に適した場所がなくなったからである。昔から利用を許されていた場所に建物が建て混んだり,囲い込まれたりして,締め出されたからだ」といっている。また1833年にある治安判事はいう,「下層階級の者は今日,練習場所もなくなり,競技のすべての手段を奪われている」と。彼の記憶によると,「大英博物館の裏の原っぱは夏には毎夕,少なくとも100人から200人の群衆がクリケットその他のスポーツに興じていたし」,西インド・ドックのある辺りは,かつては大衆の海水浴場であって,「毎年,夏の夕方には数百人の群衆で賑っていた。」

以上のように、地域住民の昔からの遊び場は慣習上は存在していても、法律上の存在ではなかった。したがってその補償として、公衆のレクリエーションのための代替地が用意されることはほとんどなかった。都市化が拡大し、土地がさまざまの商業目的のために囲

い込まれた結果,19世紀半ばには伝統的な遊び場,原っぱは姿を消していた。公園や運動場が都市生活に不可欠のアメニティであるとの認識が一般化し,それが普及するのは19世紀後期のことである。

### (2) 禁酒運動

都市化の波と共同地の囲い込みによって、伝統的なレクリエーションの源泉を奪われた 大衆は、1820年代末から起こってきた禁酒運動によって、飲酒の楽しみも制限をうけるよ うになる30)。イングランドで飲酒が古くから社会的文化的伝統になっていたことは既に指 摘したが、18世紀のイングランドでは、前世紀末にオランダから伝わった蒸留酒のジンが 全盛期であった。下層階級の間では伝統的なアルコール飲料のビールからアルコール度の 高いジンへの転向者がふえ、地下に酩酊者の収容室を設けたジンショップが到る処に生ま れた。その社会的弊害はウィリアム・ホガース(1697―1764)の「ジン横丁」に画かれた ように悲惨で、「ビール通り」の陽気さと対照的であった31)。 労働者の作業中の飲酒癖や 聖月曜日の旧い習慣が,19世紀の工場にも持ち込まれて,ウェジウッドはじめ初代の工場 主を悩ませたことは既述のとおりである。事業に生き甲斐を感じる勤勉な中流階級,社会 改良家、宗教活動家はこのような事態を救うため節酒運動に乗り出すが、それは容易なこ とではなかった。というのも、全家族が一部屋に住んでいるような大都市、工業都市のス ラムの家庭に憩いの場はなかったからである。労働者が家庭で得られない温かさと娯楽を 酒場に求めたのも,酔って束の間を浮世の苦労から逃れようとしたのも,ごく自然のこと であったかもしれない。他の社会層とのコンタクトを持たず、終生をスラムで生きること を運命づけられた彼らには,「酒はマンチェスターから脱け出す 最も手っ取り早い方法で あった | のだ。

禁酒運動は1820年代の末期,まずイングランドの北部に入るが,さらにロンドンから全国に広まり,19世紀を通じて多くの社会改良家に支持された。かの自由貿易運動のリーダー,リチャード・コブデン(1804-65)もその一人であったが,彼が「私の日々の経験から,禁酒運動がすべての社会的,政治的改革の基礎にあるという自分の見解に,いっそう自信を深めた」と述べているように,禁酒運動は当時のさまざまの社会改革運動の一環とみるべきで,十時間法の制定で知られるシャフツベリ伯(1801-85)も有力な支持者であった320。

初期の禁酒運動家たちが意図したのは、アルコールを断つこと(禁酒)ではなく、適度 におさえること(節酒)であり、スピリット(ジン、ラム、ウィスキー、ブランデーなど 素留酒,火酒)からビール,エール(醸造酒)に転向させることであった。ドクター・ジョンソン(1709-84)が若い頃ワインを飲んでいたのが,医学的,道徳的な理由から紅茶に転向し,無類のティー・ドリンカーになった話は有名だが,ワインより一層アルコール度の高いスピリットは肝臓を傷め易く,健康に良くないと考えられていた。政府は労働者階級をスピリットから切り離す一策として,ビールの販売を自由化するため,1830年,ビール法(Beer Act)を制定し,間接税務局に2ポンド2シリング支払えば(治安判事のライセンス無しに)誰にでもビールの販売を認めることにした。しかし結果は法律の意図に反していた。1821-30年,イギリスのスピリットの消費量は57,970,963ガロンであったが,1831-40年には76,797,365ガロンと32%増加し,酔っ払いは一向に減らなかった。

イングランド最初の禁酒協会(Temperance Society)が1830年2月、ヘンリー・フォーブズにより、ブラッドフォードで結成されたが、禁酒(節酒)運動の波はリーズ、ボルトン、バーミンガムその他へ急速に広まり、ロンドンにもイギリス内外禁酒協会(British and Foreign Temperance Society)が生まれた。しかし初期節酒運動(moderation movement)にはみるべき成果があがらなかった。他方、1832年、一切のアルコール飲料を追放しようという新しい運動が、プレストン――後に「絶対禁酒主義のエルサレム」と呼ばれた――から起こった。33人のメンバーのほとんどが労働者で、リーダーはチーズ仲買人(元貧しい織布職人)ジョジフ・リヴシーであった。彼はまた反穀物法同盟の熱烈なメンバーで、後に禁酒主義の父と仰がれた人物である。運動は節酒から絶対禁酒(teetotallism)に傾き、1830年代の終りには禁酒運動は実質的には絶対禁酒運動になっていた。議会は禁酒運動の全国的広がりをうけて、1834年、イギリス人の国民的悪徳(National Evil)といわれた飲酒癖について、その実態を調査し、酩酊が下層階級の犯罪、騒動および窮乏の主要な原因であり、治安判事が取締りの責任を果たしていない事実を確かめた。

禁酒運動はピューリタンが他方で進めていた日曜聖日遵守運動と共同戦線を組織して議会を動かし、1854年に日曜日のビール販売時間を制限する「日曜ビールハウス法」(Sunday Beer House Act) が制定された。世紀後期にはアルコールの販売と消費を規制する多数の企てがなされるが、本法はその最初の立法であった。この法律によって、パブやビールショップでは、日曜日には午後2時半から6時まで、午後10時から月曜日の午前4時までは閉店されることになった。

### (3) 厳しいチャーティストの時代

工場制の導入と囲い込み運動が労働者からレクリエーションの時間と場所をとりあげ、

さらに30年代の議会立法がさまざまの伝統的レジャーの機会を奪いとった。他方、それらにとって代る新しいレジャーは未だほとんど見当らない。とすればチャーティストの時代 (1836—48年頃) は大衆レジャー史の暗い谷間で、当時のイギリス労働者階級の多くは、不運な巡り合わせというか、娯楽に恵まれない厳しい時代を生きたことになる。

1834年の「新救貧法」はチャーティストを起ち上がらせる一因であったが、同法は経済面とともに、レジャーの面でもその基盤を揺るがす重要な影響を及ぼした。というのも旅回りの芸人や民謡歌手、行商人は法律上「放浪者」と見なされ、本籍地へ送還されることになったからである。また人通りの多い街路でフットボールをしたり、大道芸人が芸を売ったり、商人が露店を開くことは1835年の「公道法」によって、迷惑行為とみなされ禁止された。遊び場を失う子供にとっても打撃であったにちがいない。さらに同年の「動物虐待防止法」は、闘鶏、闘犬、牛いじめなど、昔から祭につきものの娯楽を禁止した330。ただし狩猟、射撃、漁といった貴族のスポーツには触れていない。これら一連の法規は、1830年代から都市に登場し始めた警察官によって厳重に適用されることになったのである。都市でも農村でも労働者にとっては、パブにしか憩いの場がなかったという不満は尤もなことであったかもしれない。

勿論,消えていく伝統的遊びに代って,新しい娯楽や施設が現われなかったわけではない。友愛組合,協同組合は合法的な遊びを,日曜学校,職工学校も青少年のレクリエーションを考慮したであろうし,遅れ馳せながら地方自治体も,博物館法(1845),浴場・洗濯場法(1846),図書館法(1850)に基づいて,レジャー施設のために地方税を徴収するようになるが,その成果がみられるのは,まだ先のことであった。

# Ⅳ 余暇市場——産業革命期

# (1) 余暇市場の狭さ

産業革命期には、庶民の遊びを企業化した新しいレジャー産業の発達を示唆するような記録をほとんどみかけない。おそらく余暇市場が未だ小さく、事業家の企業心を刺激する ほどの規模に達していなかったからであろう。余暇市場を形成するのは主として都市であるが、1851年にはイングランドとウェールズには人口2万以上の都市が63にふえるが、1801年にはまだ15に過ぎなかった。都市化が最も急速に進んだのは1820—30年で、この間にマンチェスター、バーミンガム、シェフィールド、リーズの人口は40%以上伸びている。かりに人口2,000人以上集中している地域を都市と考えても、1801年には都市人口は

	農村人口	都市人口
1801	66	34
1841	52	48
1851	46	54

表1 農村人口と都市人口の比率(イングランドとウェールズ)

(出所) F. Crouzet, The Victorian Economy, 1982, p. 90.

全体の%で、まだ%は農村人口であった。1851年のセンサスで初めて都市人口は農村人口を上回ったのである(表1)。

次に余暇(自由時間)について、労働時間の面から推測する。工業化以前からの農業や 家内工業においては,工場労働のような規則的な労働時間という観念はなかったし,また 1800年以前については1日、1週、1年の労働時間を推測できるデータは極めて乏しい。 あっても多くの場合ノーマルな労働時間であって,実際に働いた時間の記録ではない。以下 は比較的広範囲のデータに基づいた M. A. ビーンフェルトの結論34)である。18世紀の間に 工場または大きな作業場の賃銀労働者、家内工業の自営業者の1日の標準労働時間は(食 事時間を除いて)12時間から10時間に短縮され,19世紀中葉まで10時間労働が標準になっ ていた。ただし繊維工業と家内工業の1日の労働時間はもっと長く,産業革命の初期段階 の繊維工場では12-14時間が典型であった。それを大幅に縮めた十時間法(Ten Hours Act) が制定されるのはチャーティストの脅威が迫っていた1847年であった。次に18世紀 の1週間の労働日数は,工場制工業の場合は通常6日,他の産業界では大てい実質週5日 労働であった。したがって18世紀の「典型」的労働者の場合は10時間労働日、週5日労働 で、年間約2,500時間程度であったと考えられている。工場、大規模作業場が急増する18 世紀末-19世紀初期には、労働人口のうち週6日労働が増加したことはいうまでもない。 したがって1850年の商務省の調査結果では、週6日、60時間労働が標準になっていたこと を示している(表2)。ただ仕事が不規則で、月曜または火曜を「遊ぶ」習慣が遺ってい た多くの家内工業では,週5日で60時間より50時間に近く,年間の労働時間は約2,500時 間であった。しかし完全就業の大多数の労働者にとって、19世紀中葉の平均労働時間はお そらく3,000 時間に近かったであろうと言われている。日曜日以外の公休日が産業革命期 に入って激減したことは既に述べたが、世紀半ばにおいても同じで、公認の休日数は「ご く僅か」であったという。

余暇市場の規模をはかる上で一層重要な要素は購買力であろう。産業革命期の消費生活 については、いわゆる「生活水準」論争に刺激されて多くの史料が紹介されたが、 労働

表 2 イギリス労働者の平均週標準労働時間 (1850年)

			· ·	
産	業	別	平均標準時間	
機		械	59.5(41)	
造		船	59.9(23)	
馬	車 製	造	60.4(25)	
鉄		鋼	59.5(15)	
鋳	鉄 工	場	60.1(14)	
建	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	設	60.1(15)	
家		具	60.5(11)	
煉		瓦	59.3(16)	
陶	器 製	造	60.3(17)	
ガ	ラ	ス	56.5(30)	
化	学 工	業	59.9(9)	
印		刷	59.8(44)	
製		本	58.9(9)	
靴	製	造	60.6(6)	
仕	立	職	60.8(14)	
タ	バ	3	57.6(19)	

備考—カッコ内は調査対象地域数,時間数はその単純平均。 (出所) M. A. Bienefeld, Working Hours in British Industry: An Economic History, 1972, p. 77.

者の間に家計簿をつける習慣がなかった時代のことであるから,正確な家計を捉えることは無理である。しかしジョン・バーネットの Plenty and Want (1979) に例示されているロンドンやランカシャーの熟練,半熟練,不熟練のさまざまの労働者の家計を一見して分かることは,ロンドンの植字工のようなトップクラスの熟練労働者を別にすると,大部分の労働者家庭では,食費に収入の60%-85%を支出しており,エンゲル系数の高い低所得層の食卓は,パンと馬鈴薯(それに地方によりオートミール)が主で,ほかに少々のバター,チーズ,ベーコンと紅茶がつくぐらい,新鮮な肉はまだ贅沢品,という極めて簡素で単調であったということである35)。実質賃銀の動向については,難点を含むが,かなりのデータがある。それによると1750年とナポレオン戦争の間には目立った変化はない。実質賃銀が著しい上昇を示すのは終戦直後の物価下落のときと,1840年代の貿易自由化による低物価のときである350(表3)。景気変動による失業率は重要な要素になるが,信頼し

	貨幣賃銀	卸売物価指数	実質賃銀
1790	70	87	80
1795	82	112	73
1800	95	147	65
1805	109	133	82
1810	124	150	83
1816	117	116	101
1820	110	113	97
1824	105	99 .	106
1831	101	93	109
1840	100	100	100
, 1845	98	81	121
1850	100	72	139

表 3 実質賃銀 (ブリテン) 1790-1850年

1840-100

(出所) Floud & McCloskey, The Economic History of Britain since 1700, Vol. I, 1981, 169.

#### うる統計がないので立ち入らない。

労働者の労働時間が長いこと、日曜日以外に(賃銀を犠牲にせずに休める)公休日が極端に少ないこと、賃銀水準が低く、レジャー支出のゆとりが乏しいこと、それに交通手段が未発達で、教区以外へ遠出しぬくいこと――これらのことを考えると、労働者にとってはパブを中心としたリフレッシュメントと娯楽以上にどんな余裕があっただろうか。おそらく1840年以前の平均的な労働者の家庭では、時に行楽に出かける程度のゆとりはあっただろうが、レギュラーなレジャー支出をまかなう程のゆとりはなかったであろう――この点は「生活水準」論争史³プに登場した悲観派、楽観派いずれの論客も否定しないであろう。

### (2) 余暇時代の曙光

大衆レジャー史の暗い谷間を生きたイギリスの労働者階級に、新しい余暇時代の曙光がさし始めるのは、おそらく1850年前後からであろう。産業革命がもたらした抜群の工業力、それに基づく穀物法の撤廃(1846年)と自由貿易運動の勝利、全国的な鉄道ブーム、そして偉大な工業化の成果を世界に誇示したロンドン万国博覧会(1851)——これらは「ヴィクトリア朝の繁栄」と呼ばれる高度成長時代の開幕を象徴する出来事であった。進

歩と繁栄のムードがみなぎる中で、ラダイツからチャーティズムに至る過激な労働運動の 波も静まり、労働者階級も失業の減少、雇用の規則性、食料価格の低下、実質賃銀の向 上<sup>38)</sup>という形で、工業化の恩恵をうけるようになる。他方、「世界の工場」を築き上げた 禁欲的で勤勉な中流階級の間にも、ようやく大衆レジャーの効用とレクリエーションの重 要性を考える心のゆとりが拡がり始めてきた。

労働者のレクリエーションに強い関心を寄せたのは、温情主義的な工場主をはじめ、行政改革家、労働運動のリーダー、福音主義者、それに動物愛護や禁酒・安息日遵守をすすめた運動家で、いわゆる「社会改革家」たちであった。彼らは都市化とともに広まる下層社会の過度の飲酒癖、浪費、放縦、怠惰を改め、大衆の道徳的向上をはかるには、アルコールや残酷なスポーツ(たとえば素手のボクシング)のごとき「粗野な」(rough)レクリエーションに代って、「上品」で「合理的」なレクリエーション(rational recreation)を与えねばならないことに気付いていた。そうした意識の変化は、たとえば1840年代以降、都会の肺としての公園、運動場、図書館、博物館が設置されたこと、労働者の社交、娯楽も兼ねた職工学校(Mechanics' Institutes)が1850年には622校、60万人に達したこと、家父長的温情的工場主――しばしば非国教徒、「キャプテン・オブ・インダストリー」の2代目――が従業員の福祉のために理想的な工場村を建設したこと、聖歌隊、合唱団、ブラスバンドを奨励したこと、に認められる。

しかし、こうした「合理的レクリエーション」の運動は大衆にアピールしなかったようで、大衆をアルコールから引き離すという点でも目立った成果はみられなかった。改革者たちの意図が、社会改革にあったにせよ、産業の能率向上にあったにせよ、大衆のレジャーを道徳的にコントロールすることは容易なことではなかった。その点では、労働者の間に生じ始めた所得と時間のゆとりをビジネスチャンスとして捉え、新しいレジャー産業を興した企業家の手腕と才能を評価すべきではなかろうか。彼らが提供した商業的娯楽――たとえば酒と演芸を売るロンドンのミュージックホール(寄席)390、団体割引列車による日帰りの行楽(エクスカーション)400、観衆を集めたプロ・スポーツ410――の方が、ピューリタン的コントロールよりもむしろ有効であったかもしれない。

#### 註

- 1) First Report from the Select Committee of the House of Lords on Sport and Leisure, HMSO, 1973, cited in J. A. Patmore, Recreation and Resources, 1983, p. 3.
- 2) Wray Vamplew, The Turf, A Social and Economic History of Horse Racing,

1976, pp. 17-22; 競馬は他のブラッドスポーツとともに地方の町でも同様に行われていた。米田清治「コークスのなかの祝祭都市」, 川北稔編『非労働時間の生活史』 1987。

- 3) R. W. Malcolmson, Popular Recreations in English Society, 1700-1850, 1973, Chs. 1, 2, 3.
- 4) F. P. マグーン, 忍足欣四郎訳『フットボールの社会史』1985; 川北稔編, 前掲書, 第5章のフットボール (村岡健次), 第6章のクリケット (山田誠)。
- 5) S. Tischler, Footballers and Businessmen, 1981, p. 12.
- 6) L. L. Shiman, Crusade against Drink in Victorian England, 1988, pp. 1-2.
- 7) John Clarke and Chas Critcher, *The Davil makes Work: Leisure in Capitalist Britain*, 1985, p. 53; 見市雅俊「パブと飲酒」角山,川北編『路地裏の大英帝国』 1982; 臼田昭『イン』 1986。
- 8) J. A. Patmore, Recreation and Resources, 1983, p. 7.
- 9) Chris Rojek, Capitalism and Leisure Theory, 1985, pp. 25-6.
- 10) J. Lowerson and J. Myerscough, *Time of Spare in Victorian England*, 1977, p. 9.
- 11) Patmore, op cit., p. 8.
- 12) Report of the Minutes of Evidence taken before the Select Committee on the State of the Children employed in the Manufactories of the United Kingdom, 1816, cited by M. A. Bienefeld, Working Hours in British Industry: An Economic History, 1972, p. 39.
- 13) 日曜日の娯楽の解放を求める庶民と、それを阻止しようとするサバタリアンとの間の 安息日をめぐる対立のその後の展開については、荒井政治「ビクトリア時代の「レジャー革命」と交通革命」関西大学『経済論集』34巻6号,1985,pp. 970-77:1914年頃イングランドのゴルフ・クラブの1/3以上が日曜日のプレイを認めていた。 尤もそのうちの 半分はキャディを使うことを認めなかった。 J. Rowerson, "Scottish Croquet,' The English Golf Boom 1880-1914,' *History Today*, May 1983, p. 30.
- 14) J. Houghton, *Collection of Letters*, 1681—cited in E. P. Thompson, 'Time, Work Discipline, and Industrial Capitalism,' *Past and Present*, No. 38, 1967, p. 72.
- 15) Thompson, loc. cit., pp. 73-74.
- 16) S. ポラード,山下幸夫,桂芳夫,水原正亨訳『現代企業管理の起源』1982, p. 296。
- 17) 同書,第5章;小松芳喬『産業革命史の企業者像』第6章;荒井政治,内田星美,鳥羽欽一郎編『産業革命を生きた人びと』1981,第5章(柿本宏樹)。
- 18) D. A. Reid, 'The Decline of Saint Monday 1766-1876,' Past and Present, No. 71, 1976, pp. 76-101.

- 19) J. L. and B. Hammond, The Age of the Chartists 1832-1854, 1930, Chs. 8, 9.
- 20) たとえば Select Committee on Public Walks (1833); Select Committee on the Health of Towns (1840); エドウィン・チャドウィックの Report on the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain; Commissioners for Inquiring into the State of Large Towns and Populous Districts の報告書 (1844-5) など。Malcolmson, op. cit., p. 109.
- 21) Ibid., pp. 107-8.
- 22) もっとも、軍隊とかパブリックスクールでは盛んに行われていたようである。マグーン、前掲訳書、pp. 117-9;村岡健次「サッカーとラグビー―フットボールの発達史」 川北編、前掲書、所収。
- 23) Malcolmson, op. cit., p. 108.
- 24) Tischler, op. cit., p. 16.
- 25) J. W. Anscomb, 'An Eighteenth Century Inclosure and Football play at West Haddon,' Northamptonshire Past and Present, 1969, pp. 175-8; Tischler, op. cit., p. 15.
- 26) Malcolmson, op. cit., p. 108.
- 27) Pamela Horn, The Rural World 1780-1850, 1980, pp. 172-3.
- 28) Hugh Cunningham, Leisure in the Industrial Revolution, 1980, pp. 80-81; 狩猟法 (game laws) の変遷については川島昭夫「狩猟法と密猟」村岡, 鈴木, 川北編『ジェントルマン』 1987を参照。
- 29) Cunningham, op. cit., p. 81.
- 30) 本節は主として下記の文献に負う。J. L. and B. Hammond, op. cit., Ch. 10; B. Harrison, Drink and the Victorians, 1975; G. P. Williams and G. H. Brake, Drink in Great Britain 1900-1979, 1980, Ch. 1; Peter Clark, The English Alehouse, 1983, Chs. 11, 14; Shiman, op. cit., pp. 1-29.
- 31) J. L. and B. Hammond, op. cit., pp. 144-5.
- 32) Shiman, op. cit., p. 9.
- 33) J. H. Porter, 'Cockfighting in the Eighteenth and Nineteenth Centuries: from Popularity to Suppression,' *Rep. Trans. Devon. Ass. Advmt. Sci.* No. 118, pp. 63-71.
- 34) Bienefeld, op. cit., pp. 42-81.
- 35) John Burnett, *Plenty and Want*, 1979; 荒井政治「白いパンと一杯の紅茶一庶民の食べ物|角山,川北編,前掲書所収。
- 36) M. W. Flinn, 'Trends in Real Wages, 1750-1850,' Economic History Review, 2nd Series, XXVII, No. 3, 1974; R. Floud and D. McCloskey (ed.) The Economic History of Britain since 1700, Vol. I, 1981, pp. 161-71.

- 37) A. J. Taylor (ed.) The Standard of Living in Britain in the Industrial Revolution, 1975.
- 38) 「悲観派」も1840年代半ば以降,実質賃銀が上昇したことを認めている。E. J. Hobsbawm, Industry and Empire, 1968, p. 74. 浜林,神武,和田訳『産業と帝国』 1984, p. 112; S. Pollard, 'Labour in Great Britain,' in P. Mathius and M. Postan (eds.) *Cambridge Economic History of Europe*, Vol. VII, 1978, Part I, p. 161.
- 39) R. Mander and J. Michenson, *British Music Hall*, 1974; 井野瀬久美子「歌は世につれ, 世は歌につれ」川北稔編, 前掲書, 所収。
- 40) 荒井政治「トーマス・クックによる旅行業の開拓」『経営史学』19巻2号, 1984。
- 41) Wray Vamplew, Pay Up and Play the Game, Professional Sport in Britain 1875-1914, 1988, Ch. 5.